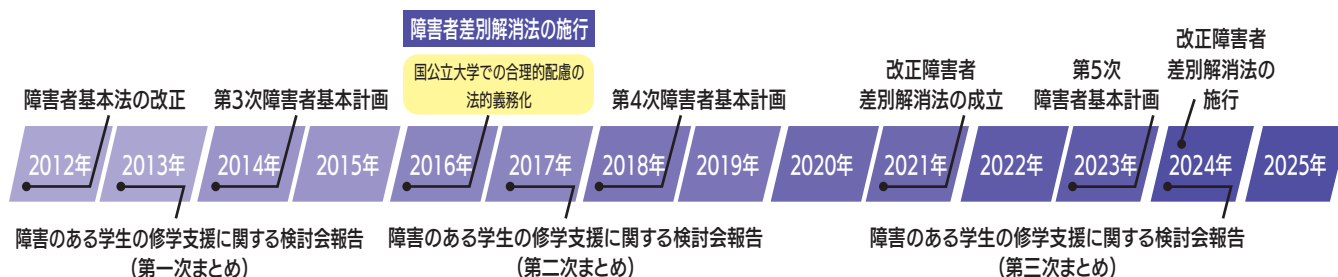


社会的動向

障害者^{※1}を取り巻く法律

日本は、2014年に障害者の人権や基本的自由を守るために、「障害者の権利に関する条約」を批准しました。2021年に「改正障害者差別解消法」が成立し、障害の有無に関わらず誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に向けて、全ての事業者に対して障害者の機会の均等を保障する「合理的配慮」の実施を義務付けました。

※1 「障害」「障害者」の表記：本学では、障害者権利条約の理念に則り、「障害」とは個人に帰属するのではなく、個人と社会との間にある取り除くべき社会的障壁であると考えています。このようなことから、本学ホームページや各種広報物の中においても「障害」「障害者」と表記しています。



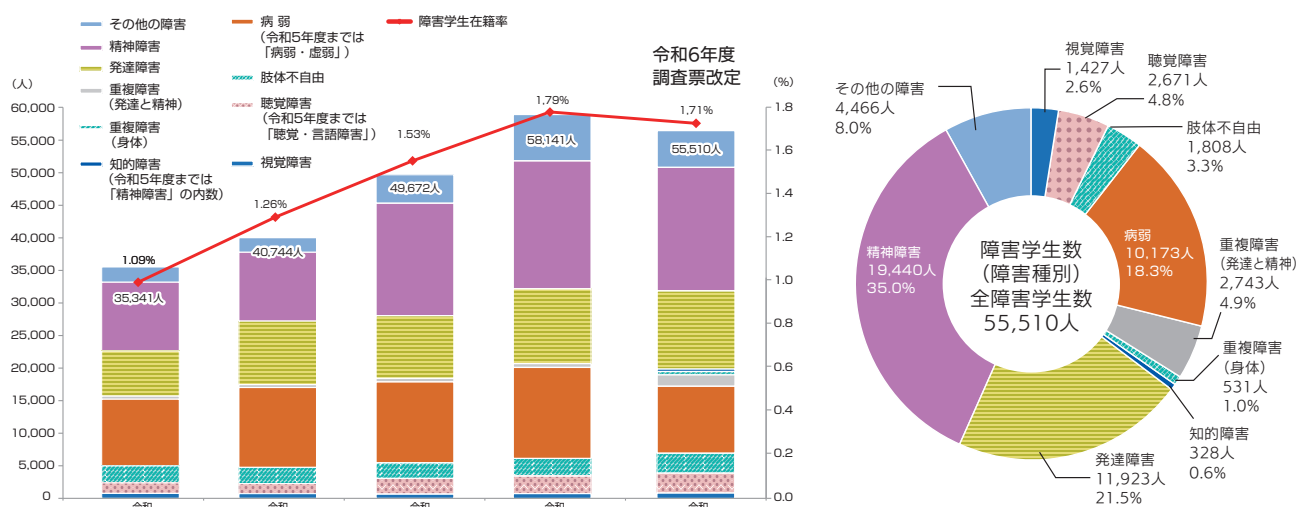
障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)

本条約は、障害者の人権及び基本的自由の享受を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定められました。

一般義務	第4条第1項	障害を理由とするいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進することを約束する。
	第5条第3項	平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
	第5条第4項	障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、この条約に規定する差別と解してはならない。
教育	第24条第1項	教育についての障害者の権利を認める。
	第24条第5項	障害者が、差別なしに、かつ、他のものと平等に高等教育一般、職業訓練、成人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締結国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

全国の大学に在籍する障害学生数の推移

日本の大学で学ぶ障害のある学生数は年々増加しており、2024（令和6）年度では全国における人数が55,510人（全学生数の1.71%）でした。



▲ 大学・短期大学および高等専門学校における障害のある学生の在籍数^{※2}

▲ 大学・短期大学および高等専門学校における障害学生数

※2 日本学生支援機構の調査における「障害学生」：「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を有する」または「健康診断等において障害があることが明らかになった」学生を指す。